

# 「牧之原市企業立地促進事業費補助金」

市内に土地を取得して工場等を建設し、新たに従業員を雇用する企業に対し、県と連携して補助金を交付し、進出される企業を支援します！

対象業種	製造業等（植物工場含む）、輸送業、研究所等			
交付対象	用地取得費、従業員の新規雇用に対する経費			
交付条件	①用地取得日から3年以内に操業する（未造成5年以内） ②雇用増1人以上※1 ③雇用人数を3年間維持			
適用条件	工場	・用地取得面積1,000㎡以上 ・従業員数10人以上		
	物流施設	・用地取得面積1,000㎡以上 ・従業員数10人以上 ・流通加工用設備等の新規設置		
	研究所等 ソフトウェア業	・研究・開発面積200㎡以上 ・研究・開発員数が5人以上		
補助率等	ふじのくに フロンティア 推進区域等内	成長分野※2 の製造業 及び研究所等	・土地取得費の40% ・100万円以内/人（市内在住） ・50万円以内/人（市外在住）	限度額 4億
		その他	・土地取得費の30% ・100万円以内/人（市内在住） ・50万円以内/人（市外在住）	限度額 3億
	一般区域	成長分野※2 の製造業 及び研究所等	・土地取得費の30% ・100万円以内/人（市内在住） ・50万円以内/人（市外在住）	限度額 3億
		その他	・土地取得費の20% ・100万円以内/人（市内在住） ・50万円以内/人（市外在住）	限度額 2億

※1 生産性が10%以上向上する場合はこの限りでない

※2 成長分野の例は下表のとおり

食品	・食料品、清涼飲料水、茶、コーヒー
医薬品・医療器機	・医薬品、医療用機械、医療用品
その他	・新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、 航空宇宙、光、環境技術、半導体等に関連する製品 ・自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品

お問合せ先：牧之原市役所 企業立地推進課

Tel: 0548-53-2624 FAX: 0548-52-3772

Email: [kisui@city.makinohara.shizuoka.jp](mailto:kisui@city.makinohara.shizuoka.jp)

※設備投資に対する補助については、静岡県の「新規産業立地補助金」をご利用できる場合があります。  
 県の補助制度についての詳細は静岡県企業立地推進課（連絡先：Tel054-221-3262）へご相談ください。